

「都市計画法第34条第1号許可基準一覧（参考）」

この表は、都市計画法第34条第1号における「日常生活のため必要な店舗等」の概要を示したものです。より詳細な内容については建築指導課宅地開発係までお問い合わせください。

(平成30年4月1日現在)

対 象 業 種		サービス対象区域及びサービス対象戸数	敷 地 規 模	業務の用に供する部分の規模	そ の 他
中 分 類	小 分 類 又 は 細 分 類				
繊維・衣服・身の回り品小売業(57)	男子服(572)、婦人・子供服(573)、靴・履物(574)、かばん・袋物(5791)、下着類(5792)、洋品雑貨・小間物(5793)	半径500m以内の市街化調整区域に住宅が100戸以上あり、当該既存集落と密接な関連がある地域。 又は、調整区域の50戸以上の住宅が連担する集落地域。	500㎡以内	50㎡~200㎡	
飲食品小売業(58)	各種食料品(581)、野菜・果実(582)、食肉(583)、鮮魚(584)、酒(585)、菓子・パン(586)、料理品(5895のうち惣菜屋、揚物、調理パン、おにぎり、すし、煮豆の小売業、持帰弁当屋)、米穀類(5896)、豆腐・かまぼこ等加工食品(5897)	同 上	500㎡以内	50㎡~200㎡	菓子・パン小売業、料理品小売業、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業は、製造部門併設を認めることとするが、製造部門を主体とするものではなく、当該店舗での販売を目的としたものに限る。
飲食品小売業(58)	コンビニエンスストア(5891)	同 上	1,000㎡以内	50㎡~200㎡	
その他の小売業(60)	医薬品・化粧品(603)、苗・種子(6042)、肥料・飼料(6043)、燃料(6052)、書籍・文房具(606 ただし、新聞を除く)	同 上	500㎡以内	50㎡~200㎡ (調剤薬局は25㎡~200㎡)	苗・種子小売業、肥料・飼料小売業は、農業資材の小売も併設してよい。
その他の小売業(60)	ガソリンスタンド(6051)	同 上	1,000㎡以内	50㎡~200㎡ (キャンピ部分は除く)	洗車場、簡易な自動車点検のための作業所の併設を認める。
一般飲食店(76)	食堂・レストラン(761)、専門料理店(762 ただし、料亭を除く)、そば・うどん店(763)、すし店(764)、喫茶店(767)、その他飲食店(769)	同 上	500㎡以内	50㎡~200㎡	
機械器具小売業(59)	二輪自動車(5914)、自転車(592)	同 上	500㎡以内	25㎡~200㎡	
洗濯・理容・美容・浴場業(78)	普通洗濯業(7811)、理容業(782)、美容業(783)	同 上	500㎡以内	25㎡~200㎡	理容・美容業の場合でやむを得ない場合は、25㎡以下でも可。
	コインランドリー業(7899)	同 上	1,000㎡以内	50㎡~200㎡	汚水・雑排水(合併浄化槽での処理水を含む)を申請地外に放流でき、その旨の同意等があることドライクリーニング用洗濯機を併設する場合は、公共下水道等(農業集落排水を含む)に排出できること。)原則として、都市下水路の放流は認めない。)施設管理者及び連絡先が表示されているなど、施設の維持管理に必要な措置が講じられていること。
医療業(83)	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所(8351)	同 上	500㎡以内	25㎡~200㎡	やむを得ない場合は25㎡以下でも可
技術サービス業(74)	獣医業(741 ただし、家畜診療の用に供する建築物を除く)	同 上	500㎡以内	25㎡~200㎡	
	自動精米所	同 上	100㎡以内	25㎡以内	付属して設置される米ぬかやもみがら等の貯蔵庫は倉庫とする
	銀行等出張所(CD及びATMの設置に限る)	同 上	100㎡以内	25㎡以内	
	ファーストフード店	同 上	1,000㎡以内	50㎡~200㎡	
自動車整備業(89)	自動車一般整備業(8911)、その他の自動車車体整備業(8919)(板金塗装)	同 上	1,000㎡以内	50㎡~200㎡	従業員4名以内とし、管理上必要なもの(休憩所、湯沸室、更衣室、シャワー室、便所)の規模は50㎡以下とする。また、事務所は工場と同棟とし、ショールームの設置は認めない。
	農機具修理業	半径500m内の市街化調整区域に農家住宅が100戸以上あり、当該既存集落と密接な関連がある地域。 又は、調整区域の50戸以上の農家住宅が連担する集落地域。	1,000㎡以内	300㎡以内 修理部門：200㎡以内 販売部門：100㎡以内	農機具の小売も併設してよいが、小売のみでは、対象外。
銀行業(62)	普通銀行(6221)	半径500m内の市街化調整区域に住宅が300戸以上あり、当該既存集落と密接な関連がある地域。 又は、調整区域の150戸以上の住宅が連担する集落地域。	1,000㎡以内 施設計画により、やむを得ない場合は、この限りでない。	200㎡以内 施設計画により、やむを得ない場合は、この限りでない。	連合会は、許可対象外
協同組織金融業(63)	信用金庫(6311 ただし、連合会を除く)	同 上	同 上	同 上	同 上
その他の教育・学習支援業(82)	学習塾(8231)、音楽教授業(8241)、書道教授業(8242)、生花・茶道教授業(8243)、そろばん教授業(8244)、外国語会話教授業(8245)	半径500m内の市街化調整区域に住宅が100戸以上あり、当該既存集落と密接な関連がある地域。 又は、調整区域の50戸以上の住宅が連担する集落地域。	500㎡以内	25㎡~200㎡	やむを得ない場合は25㎡以下でも可
	地区集会所、農業協同組合	既存集落と密接な関連がある地域	1,000㎡以内 施設計画により、やむを得ない場合は、この限りでない。	200㎡以内 施設計画により、やむを得ない場合は、この限りでない。	